

土木森林環境委員会会議録

日時 平成26年3月5日（水） 開会時間 午前10時17分
閉会時間 午後3時27分

場所 防災新館304会議室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 永井 学
委員 高野 剛 浅川 力三 望月 勝 保延 実
齋藤 公夫 樋口 雄一 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 上田 仁
県土整備部理事 井上 和司 県土整備部次長 大野 昌仁
県土整備部技監 河西 秀樹 県土整備部技監 野中 均
総括技術審査監 小野 邦弘 県土整備総務課長 末木 鋼治
美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司 建設業対策室長 遠藤 正記
用地課長 清水 豊 技術管理課長 手塚 岳生
道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 細川 淳
道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 小池 厚
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 水上 文明
建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

議題（付託案件）

- 第3号 山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例制定の件
- 第4号 山梨県建築士審査会委員定数条例制定の件
- 第18号 山梨県都市公園条例中改正の件
- 第33号 山梨県道路法施行条例等中改正の件
- 第58号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件
- 第59号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件
- 第60号 山梨県道路公社が行う有料道路の料金の変更に関する同意の件

（調査依頼案件）

- 第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの
- 第49号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこと

とし、午前10時17分から午後3時27分まで(午前11時31分から午後1時05分まで休憩をはさんだ。)県土整備部関係の審査を行った。

森林環境部関係については3月6日に審査を行うことになった。

主な質疑等 県土整備部関係

調査依頼案件

第38号 平成26年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第2条債務負担行為中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(世界文化遺産景観形成支援事業費補助金について)

永井副委員長 県土の5ページ、世界文化遺産景観形成支援事業について、幾つか質問をさせていただきます。

昨年の6月に富士山が世界文化遺産に登録をされて、イコモスから富士山の景観に関する保全について、幾つか課題が挙げられている状況の中で、富士山周辺の景観保全について積極的に取り組むことは、自分も必要だと考えております。

そこで、この支援事業があると思うんですけれども、上にある景観形成モデル事業費から世界文化遺産の保全のものに関して抜き出した支援事業だと伺っており、景観形成モデル事業のほうは、来年度、終了する予定だと伺っています。そこで、この世界文化遺産景観形成支援事業の事業期間は、どれぐらいを想定しているのか伺います。

丸山美しい県土づくり推進室長 事業期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間を予定しております。

永井副委員長 5年間で、来年度はその中で3,000万円の予算だと思います。世界文化遺産の構成資産やその周辺で事業を実施するということですのでけれども、具体的にどのような箇所を整備する予定なのか。また、来年度は何カ所ぐらい実施をする予定なのか、お伺いいたします。

丸山美しい県土づくり推進室長 具体的な箇所につきましては、富士五湖とか、御師住宅、富士浅間神社、富士山五合目等の構成資産の周辺で行いまして、5年間で、一応、13カ所程度を予定しております。

来年度につきましては、西湖とか精進湖など6カ所を予定しております。

永井副委員長 来年度から5年かけて13カ所ということで、おそらく、いろいろと保全する場所は、市町村等々から挙げられてきていると思っているんですけれども、やはり景観を維持する、形成をするという意味では、場所の選定も非常に重要だと思うんです。場所の選定は、どのような形で決めていただけるのか、お伺いいたします。

丸山美しい県土づくり推進室長 場所につきましては、構成資産やその周辺におきまして、地元の市町村とか住民から要望があった箇所につきまして、地元の市町村と協議しながら最終的に決めていくという形で選定しております。

(山梨県道路公社経営支援貸付金について)

望月委員 県土の10ページに山梨県道路公社経営支援貸付金があります。雁坂トンネルの関係で聞きたいんですけども、今、圏央道も開通したということで、雁坂トンネルを利用する車等の25年度の状況と、26年度当初予算の積算見積りはどのようにしたのかお聞きしたい。

大久保道路整備課長 雁坂トンネルの利用状況ですが、まだ2月が固まっていなくて、1月末の時点でございます。累計が対前年度比98.4%ということで、この数字は、見直ししたときの計画交通量は上回って推移しています。

望月委員 そうしますと、雁坂トンネルの利用状況、圏央道ができた状況から見ると、これからも将来的には、この有料道路への貸付けというか、そういうものかなり出てくると思うんです。この有料道路で利益が出てくるのかどうか、お聞きます。

大久保道路整備課長 毎年1億円程度の利益が確保できれば、残り15年ほどですか、平成40年4月までの有料道路期間に、建設費用、借り入れしたお金については返還できると考えております。

望月委員 先ほど言っていますけれども、圏央道の開通によって、ひところ、雁坂を利用する車が大分減ったというのは、過去、聞いたことがあったんですけども、そこらの見通しとしては、あと15年ぐらいの間に、毎年1億円ぐらいの利益の中で維持管理ができ、また返済もできるということで理解してよろしいですか。

大久保道路整備課長 毎年1億円以上、確保することができれば、有料期間で完済は可能だと考えています。

(土砂災害情報相互通報システム整備事業費について)

安本委員 2点ほどお伺いをさせていただきたいと思います。

最初に、県土37ページ、砂防課の土砂災害情報通信システムについてお伺いをしたいと思います。私も、昨年9月の本会議で、災害現場でそれぞれ持っている携帯端末は、今、GPS機能もありますし、映像も送信できるということで、こういったものを活用した災害時の通信手段のさらなる強化についてということで質問させていただきました。そのときにも答弁がありまして、今、このシステムが試行中だと伺っておりましたけれども、土砂災害情報通信システム、簡単にどういうものなのか、御説明いただきたいと思います。

小池砂防課長 ただいまの委員の質問でございますが、土砂災害情報相互通報システムの簡単な説明をさせていただきますと、現在、各個人もスマートフォンというのをお持ちだと考えております。そのスマートフォンを利用いたしまして、現地で災害等の写真を撮影したときに、それをサーバーを通して県庁のほうに送ってくるというシステムでございます。現場で撮影した写真が、県庁のサーバーを通してパソコンの中でタイムリーに、GPS機能がついておりますので、場所と写真が送られてくる、その送られてきたものを見ながら、今後の検討をしていくというシステムでございます。

安本委員 携帯端末ということなんですけれども、端末はどのような方が持っているも

のが対象になるのでしょうか。

小池砂防課長 現在、試行しているということでございまして、まず、県の職員が持っているものを使ってサーバーへ送ってくるということで考えております。今年度につきましては、特に建設業協会の御協力を得まして、訓練という形で試行をさせていただきます。

以上でございます。

安本委員 一般の方の端末は、今は対象になっていないし、今後もそういうものは対象にしないということによろしいですか。

小池砂防課長 現在、一般の方全てを対象としますと、やはり容量の問題とかいろいろありますので、現時点では、いつまでに一般の方の利用が可能になるかというのは決めておりません。

以上でございます。

安本委員 今、砂防課で所有の土砂災害情報通信システムということで、土砂災害とついていますがけれども、これは災害、いろいろなことにも使えると思います。道路、橋梁とかも、土砂災害だけでなく、そういうことであれば、使えばいいと思うんですけれども、そういう連携はできているのでしょうか。

小池砂防課長 現在、試行という形の中で、建設の関係の県の職員という形で、今、訓練をしております。これにつきましては、今後、どういう形でこれを広めていくかが課題になってくると思っております。

以上でございます。

安本委員 ちなみに、今回の雪害については、映像配信とか、送信とか、されましたでしょうか。

小池砂防課長 私個人的にはこれを使ってほしかったわけですが、結果的には、今回の雪害につきましては利用がございませんでした。

安本委員 試行中だったのでやむを得なかったかとは思いますが、災害対応でいろいろな用途に使えるように、ぜひ進めていただきたいと思います。特に新年度は、どういうふうはこのシステムについて取り組んでいかれるのか、最後にお伺いします。

小池砂防課長 来年度につきましては、まず、市町村の職員を対象に、この情報等について説明をさせていただきます。訓練をするときに参加をしていただく形で、今、考えているところでございます。

（住宅・建築物耐震化支援事業費について）

安本委員 ありがとうございます。

次に県土の53ページ、建築住宅課の住宅・建築物耐震化支援事業費についてお伺いをしたいと思いますけれども、県は耐震改修の促進計画を制定されて、耐震化率の目標を掲げて、東日本大震災以降、特に木造住宅については、地域の説明会とか、市町村の方と一緒に回って呼びかけをして、一生懸命、取り組みを進められてきたと思いますけれども、平成27年度の耐震化率90%への

目標に対して、今の進捗状況をまずお伺いします。

笠井建築住宅課長 27年度の90%の目標に対しまして、現在は、24年度末で80.3%という進捗であります。90%に達する目標に向けては84.7%ですので、6割程度の進捗にとどまっているという状況であります。

安本委員 さらなる取り組みをお願いしたいと思えますけれども、今回、新規事業で県土53ページ、一番下に建築物耐震化促進事業費が来年度予算に計上されていますけれども、この内容について教えていただきたいと思えます。

笠井建築住宅課長 これは、今回、法の改正が昨年11月25日から施行されているということをごさしまして、まず、法の中で、これまで特定の建築物の耐震化に向けた取り組みは努力規定であったものが、診断について義務化されるという状況でございます。そういった建物に対して、市町村が実施する耐震診断への補助事業を県が支援するものであります。

安本委員 具体的にどういうものが対象になるのかわからなかったもので、その辺はいかがでしょう。

笠井建築住宅課長 まず、3つのグループがございまして、今回の事業の中での対象では、まず第一に、病院、店舗、旅館などの不特定多数の者が利用するもので大規模なもの、また、学校や老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物で大規模なもの、これを第1グループとして対象としてございます。

2番目のグループとしましては、地方公共団体が指定する避難路沿いの建物で、倒壊したときに避難路を閉塞する可能性のあるもの、こういったものが対象となります。

安本委員 県の耐震改修促進計画にも、特定建築物等ということで目標を掲げられているんですけども、これとは違うものですか。

笠井建築住宅課長 県の計画の中で位置づけているものは、特定建築物等の場合には1,000平米以上の建物ということでございまして、今回は緊急的に人命や避難路を損なうといったものを対象とすることで若干異なるところがございます。

安本委員 わかりました。
最後に、今、聞いた中で、残っているのは県有建築物だと思いますけれども、これは、耐震化率、27年度100%ということで目標設定されていますけれども、県有の建築物はどんな状況になっていますか。

笠井建築住宅課長 県有建築物に関しましては、目標値100%に対し、24年度末で95.5%という状況となっております。

安本委員 ありがとうございます。
新しい助成制度もできたということで、耐震改修、しっかりと促進、また推進していただくように御期待をして、質問を終わります。

（緊急道路整備修繕費について）

齋藤委員 道路管理課の県土22ページですが、緊急道路整備修繕費ということで、多

額の予算が計上されていますが、これは緊急時に優先して道路を整備していかなくちゃならないということですが、国道139号線ほか55路線ということで、主要県道はほとんどこれに入っているという解釈でいいわけですか。55路線の主なところを教えてください。

鈴木道路管理課長 緊急道路整備修繕は、緊急という名前がついておりますけれども、国の交付金を活用といいますか、国の交付金によりまして、必要な道路、橋梁の耐震工事だとか法面防災とかというのをやっていくというものでございます。

お手元に、課別説明書資料で、公共事業等予定箇所表というものがあると思いますけれども、そこに代表的な箇所を挙げさせていただいております。国の交付金を使ってやっていく事業でございます。緊急という名前がついておりますけれども、そういうことで、一つずつ箇所を拾いましてやっていくということでございます。

全部で116カ所程度、挙げております。毎年、計画があるわけですがけれども、それに基づいて予算に計上しているという状況です。

齋藤委員

わかりました。

特に地震災害などの緊急時に優先する道路の整備を、こういう形じゃなくて前にも言っております。要するに、今回の積雪の中でも非常に混乱したということもありまして、緊急時に優先する道路をしっかりと確保しておかなければ、一朝有事のときに何も役に立たないということがあります。

今回、積雪でこれだけの混乱をしたわけですが、これが地震災害になって、特に沿線道路上周辺にある、例えば危険建物とか、そういうものの整備もやっていかなければならないということ、前にも説明があったと記憶しているんですが、そういう優先道路は、この中には入っていないという解釈でいいわけですか。

鈴木道路管理課長 まず、災害時に優先すべき道路、県では一次、二次ということで緊急輸送道路という位置づけをさせてもらっております。それについては、やはり橋梁の耐震化であるとか、防災工事は優先して進めていくということで、今の緊急道路整備修繕費の中にも含まれておりますし、それ以外の、もう一つ、広域連携は他県との連携ということがあるんですけれども、そういった計画に位置づけられていて、緊急輸送道路の工事は計上しております。

齋藤委員

緊急道路整備ということで、幾つかある路線の中で、緊急輸送道路として位置づけられている路線はどれとどれですか。

鈴木道路管理課長 5ページの表でいくと、まず、1番の甲府南アルプス線、2番の甲府韮崎線、3番、139号などほとんどそうなんですが、違うものを言いますと、9番の鷲宿上曾根線であるとか、12番、本栖湖畔線、市之蔵山梨、一覧表を見ればすぐわかります。突合すると、なかなか今すぐにはわかりませんが、それぞれ、かなりの部分が入っております。

齋藤委員

今回のこういう緊急輸送道路の整備ということで、やはり緊急輸送道路というのは、その中でもさらに優先的に整備していかなくちゃならないと思うんです。そういう具体的な計画はこの中には入っていないということですか。一般的に同じような形で整備していくということであって、緊急輸送道路として、特に重点的に完全に整備して、この道路は今度は大丈夫だ、緊急輸送道路としての整

備は終わったと言えるように、計画的にやっていかなきゃおかしいと思うんですが、その点、どうですか。

鈴木道路管理課長 緊急輸送道路は、当然、優先的にやっていくということで、橋梁につきましては、橋梁の長寿命化計画の中で耐震化を図る路線ということで、その中に緊急輸送道路は優先してやっていく。一番優先するのは、跨線橋、跨道橋、いわゆる二次災害の起こり得る道路、緊急輸送道路という位置づけをしてございます。それらにつきましては、平成23年度から平成32年度までに、おおむね100%の耐震化を図るという計画で進めております。そうした事業を、この緊急道路修繕費という事業の中で計画的にやっていくということです。

（市街地再開発事業費補助金について）

樋口委員 41の都市計画課の新規事業、市街地再開発事業費補助金です。1億4,903万3,000円。この額、全部県費ですけれども、具体的にどういう事業か、少し詳しくお願いします。

市川都市計画課長 この事業につきましては、一般的には再開発事業の1つと捉えていただいて、近年で言えば、紅梅地区で再開発を行ったココリと同じ手法になります。補助金自体の名前は違うんですが、再開発事業の1つだと考えていただいてよろしいかと思えます。幾つかの地権者の土地をまとめて、共同化をして高度利用を図るとというのが、本来の目的の事業でございます。

樋口委員 今、ココリという固有名詞が出ましたけれども、ここは具体的にはどこなんですか。

市川都市計画課長 現在、既に使われておりませんが、通称、銀座ビルという名前で親しまれているものかと思えます。

樋口委員 南口の再開発については、資金がもう何年越しにも支払われていて、今後、甲府市中心部の再整備の核として北が終わり、今度、南をやる。中心部ですから、ここも、当然、中央1丁目、甲府市が一番力を入れなきゃならないところだと思うんですが、どういうふうに、甲府市のほうから、事業年度といいますか、進捗状況といいますか、そういったものを県に連絡をしながら、こういう資金立てをしたのか、少し詳しく教えていただきたい。

市川都市計画課長 当然、この事業は民間の行う事業です。既に土地の取得を、実は公売にかけている土地でして、その取得を希望している、まだ確定はしていないんですけれども、会社から、甲府市のほうに、再開発、地域の中心市街地の活性化のために、定住人口の促進が、多分、主な目的となると思えますけれども、そういったもので、なおかつ公開空地を1階にかなりつくって、周辺の方が自由に行き来ができるような小さい広場等も設けながら、この土地を有効に活用していきたいという提案が市のほうにあった。

当然、市のほうとすれば、国の補助金をもらうと一緒に、県のほうにもかねてよりこういった事業に対して補助金を出す要綱がございますので、県とすれば、市からの要望に基づいて、補助金を乗せて協力をして、中心市街地の活性化に努めていきたいということで、今回、計上させていただいております。

樋口委員 今回、新規でこういう金額ですけれども、明年度、この金額が計上されてく

るといふことで、今後のことは、まだ不確定部分が、今のお話ですごくあるということですから、今後のことについては、やはり市と協議をしながら、民間の事業主体といひますか、実施主体の方々と協議をしながら、県も関与するといふくんだりですか。

市川都市計画課長 こういった再開発の事業は、住宅のほうの販売も控えて、多分、借入金とかそういったこともあるかと思ひますので、通常、2年程度で仕上げていくと思ひます。26からすぐスタートができれば、26、27ぐらいで普通は終わるかと思ひます。事業規模も、市のほうからお話があった規模からすれば、このぐらいの延べ面積で言へば30数億円ぐらいの金額になる。県の補助金とすれば、今年、計上させていただいてあります約1億5,000万円、27年度はその半分強ぐらいが、多分、今の民間が希望している計画からすれば、それぐらいの補助金になるものと思ひております。

樋口委員 南口の修景計画では、かなり県、市、意見交換といひますか、一緒になって、駅前商店街の皆さんとかとかなり時間も費やされて、精力的にやっけていただいて、先ほど部長が説明した絵がもう大分出回っていますけれども、さらに南に下った中心部であり、肝でもありますから、県のほうも、北口、南口と同じようにかかわっていただいて、いろいろなアドバイスをしたり、支援をしていただいて、2年といふことでありますけれども、予定は未定ですから、ぜひ、未定の部分についても、今後ともかかわっていただきたいなと思ふところでもあります。その辺、いかがでしょう。

市川都市計画課長 樋口委員の今のお話、御要望と受け取らせていただきたいと思ふんですけれども、今回、銀座ビルという形で具体化できるのではないかなといふことですが、まだまだこの周辺には低未利用地等がたくさんございまして、市のほうも、そういったものの活用をどうしていこうかといふことを考えておりますので、ある程度、まとまったものが動けるような情報が入れば、当然、市のほうと協力をしながら、こういった中心市街地の活性化に資するものであれば、ぜひ応援をさせていただきたいと思ひています。

以上です。

(屋外広告物指導取締費について)

浅川委員 2点ほど。県土の6ページの屋外広告物指導取締費について、もう少し詳しく説明していただけますか。

丸山美しい県土づくり推進室長 これは屋外広告物の指導、取り締りをする屋外広告物の監視員といふのが、県内4カ所の建設事務所に合計12名、配置されておりますが、その職員の費用でございます。

以上です。

浅川委員 広告物に対する指導をしたり、除去等も含めた監視をするといふことですか。

丸山美しい県土づくり推進室長 この中で、簡易的な立て看板とか、そういうものの簡易的な除却を監視員がする費用も含まれております。

浅川委員 捨て看みたい部分といふことですね。もっと本質的な、お店もなくなったような看板の撤去の費用も数年前はあったんですが、この中にはそういうもの

も含まれているんですか。

丸山美しい県土づくり推進室長 この中には含まれておりません。
以上です。

浅川委員 ということは、これは捨て看みたいなのだけを撤去する費用と監視員の費用
だけですか。

丸山美しい県土づくり推進室長 基本的に、広告物につきましては、設置者が責任を持って、
不要になった場合は撤去していただくということでございまして、この簡易除
却というのは、捨て看板等で法令に違反しているものを簡易的に除却するとい
うことで、監視員が行うものでございます。

浅川委員 設置者がということが出てきたけれども、大体、設置者がいないから、これ
を撤去するんじゃないですか。

丸山美しい県土づくり推進室長 今回の指導取締費の中で見ております簡易除却というのは、
設置者がわからないような捨て看板みたいなものについて除却をするもので
ございます。

（生活関連土木施設整備事業費について）

浅川委員 わかりました。

次に、県土40の生活関連土木施設整備事業費の小瀬スポーツ公園ほか6公
園の内訳について、教えていただけますか。

市川都市計画課長 内訳ということでございます。小瀬スポーツ公園、舞鶴城公園、御勅使南
公園、笛吹川フルーツ公園、富士川クラフトパーク、富士北麓公園と桂川ウェ
ルネスパークでございます。以上、7公園でございます。

浅川委員 それについて、予算がわかりましたら説明していただきたい。

市川都市計画課長 今回、お配りしてございます平成26年度当初予算の箇所表の18ページ
でございます。この18ページに、今回、計上させていただいた予算の内訳が、
ごらんのとおりということでございます。

浅川委員 小瀬とか舞鶴城公園も含めて、たまたま小瀬の部分で、植木の手入れなんか
もここに入っているのか、毎日、ジョギングしている方から指摘がありました
ので、その辺も入っていますか。

市川都市計画課長 通常の植木等の緑地の管理につきましては、指定管理者に委託しておりま
す。毎年、小瀬ですと4億6,000万円程度、今回の予算のほうに公園管理
費として計上させていただいた分に、通常の緑地の管理のお金は入っている
ということでございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

第49号 平成26年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

質疑

齋藤委員 ちょっと教えてもらいたいわけですが、管渠の耐震化工事という部分ですが、これは敷設してあるものに対して、さらに何か補強したりしていくという考え方なのか、その辺を教えてもらいたいんですが。

水上下水道課長 委員おっしゃるように、現在、敷設してある管渠の耐震化ということでございます。その方法といたしましては、マンホールと管渠をつなぐジョイントの部分がございまして、そこについて、一部を切削いたしまして、可とう性のあるゴムのジョイントに変えることで、地面が揺れたときにマンホールと管渠がずれないようにする、そういう工事が1点と、千葉県等でもございましたけれども、地盤が液状化したときにマンホールが浮き上がるという状況もございました。それを防止するために、マンホールのいわゆる首といいますか、頭の部分に、一度、掘りまして、おもしろを乗せて浮上防止をするという工事でございます。

液状化対策につきましては、液状化するところとしないところがございますので、液状化する可能性のあるところだけをやっていく。可とう化については、桂川流域につきましては、建設年度が新しいものですからその必要があるところが少ないんですけども、他の3流域については全てやっていくという状況でございます。

齋藤委員 わかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

付託案件

第3号 山梨県建設工事紛争審査会委員定数条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第4号 山梨県建築士審査会委員定数条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第18号 山梨県都市公園条例中改正の件

質疑

望月委員 今の条例のところで、今度、新たに富士川観光センターという名称で運営するわけですけれども、具体的に、管理運営とあるんですけども、これを公園化していくということで、どのような内容のものにしていくのかお聞きしたいんですが。

市川都市計画課長 富士川観光センターにつきましては、所管が観光部になりますので、こちらのほうで把握している部分が少ないんですけども、今まで観光部のほうで観光の情報発信等を行っていた部分については、こちらの富士川観光センターで行っていく、道の駅の機能もございまして、その機能についても、富士川観光センターのほうで引き継いでいくということになります。

そうはいいましても、まだ少しスペースが残りますので、そういった部分については、今、新しく切り絵の森のほうで、今度、指定管理をまた受けましたので、そちらのほうでいろいろな地域の活性化のためになるような提案をしていくという形になるかと思えます。

以上です。

望月委員 そうしますと、今まで、従来は身延町で道の駅の運営をしていたわけですね。そこの関係はもう完全に身延町は切れちゃうということですか。今言ったように、切り絵の森美術館との連携はどのようにしていくのかお聞きしたいんですが。

市川都市計画課長 今後の管理につきましては、地元地域からの負担金をいただく形にはなっておりませんので、公園のほとんどの部分については県土整備部、富士川観光センターについては観光部が所管しておりますけれども、全体として切り絵の森美術館が指定管理者になっておりますので、そういった中で連絡体制が十分できると思えます。

県土整備部とすれば、施設のリニューアルとかそういったものを引き続き行いながら、いろいろな新たな集客に寄与できればと考えておりますし、富士川観光センターについても、現在、改修を行っているかと思えますけれども、そういった中で、新たな情報発信の基地として機能していくのではないかとことです。県土整備とすれば新しいエントランス棟等も建てますので、そういった施設とも連携をとりながら、新たなクラフトパークとして、また宣伝がしていければと考えております。

望月委員 そうしますと、県土整備部で公園の箇所は運営すると、今、そういう話ですけども、県土整備部のほうから職員か誰かが常駐するんですか。

市川都市計画課長 この公園は指定管理制度になっておりますので、通常の管理については指定管理者が行う、常駐するのは指定管理者ということになりますけれども、当然、日々の管理以外に、大きな施設について壊れたとか、故障したとか、大きな改修等については、県のほうで考えていかなきゃいけないという部分がございます。管理につきましては、指定管理者に全体的に責任を渡しているわけではございませんので、いろいろな場面で、県と指定管理者で協議をしながら、運営管理をしていくというのが実態になるかと思えます。

望月委員 そうしますと、今言ったように、観光のほうは観光部、公園のほうの運営は県土整備部が指定管理をする。そういったときに責任分担をしっかりとした表示をしていかないと、おそらく将来的にそういうものは三者でやっていくと、また滞るので、今の切り絵の森美術館との関係もありますので、そこらをちょっとお話し願えればと思いますけれども。

市川都市計画課長 委員のおっしゃるとおり、当然、幾つかの部署にまたがる部分がございますので、そうはいいましても県の中の話ですので、十分に横との連絡もとりながら、指定管理者とも十分協議をしながら取り組んでいきたいと思えます。

望月委員 県の中の横の連携、縦の連携、一元化して、効率のいい施設の運営をしてもらって、にぎわいと集客のできる施設に、ぜひお願いします。
終わります。

市川都市計画課長 御要望もいただきましたので、さらに一層、連携をとりながら、中部横断自動車道路等も開通してくれば、地域の中心的な公園にはなるかと思えますので、そういった部分も含めて、さらに集客ができるように努めていきたいと考えています。
以上です。

望月委員 しっかりお願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第33号 山梨県道路法施行条例等中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第58号 急傾斜地崩壊対策事業施行に伴う市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第59号 流域下水道の維持管理に要する費用の市町村負担の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第60号 山梨県道路公社が行う有料道路の料金の変更に関する同意の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

（除雪対策について）

浅川委員 先月の14、15の未曾有の大豪雪にかかわる除雪のことについて、何点かお伺いしたいと思っています。

第一に、今回の除雪に対する県の対応は、どういうふうにされたのか。

鈴木道路管理課長 県では、例年、雪が降るということございまして、路線ごとに業者の規模とか地域性等も考慮しまして、委託契約を締結しております。今回の雪でも、まず、委託契約を結んでいる業者が、積雪量に応じて除雪を始めました。

ということでございますけれども、今回の雪はそれを超えるような雪だったということで、それだけではとても除雪が追いつかないことが予想されましたので、建設業協会のほうに広域的な災害協定に基づきまして応援をお願いしたり、他県からの応援、国土交通省、新潟県、長野県、静岡県などからの応援を得まして、全力で除雪を行ったというところでございます。

浅川委員 県外とか、いろいろなところから除雪の応援をいただいたのは後の問題だね。先に、まず、14日から降り始めて、15日には路線等々の業者から、今までどおりに行ったということですか。

鈴木道路管理課長 14日、早朝からかなり積雪があったということで、委託業者が除雪を始めたという状況でございます。

浅川委員 今回の除雪の部分を見ていて、地元の路線を維持している業者の方たちも、ほんとうに大変な苦勞をしたことは、私もよく承知をしていますし、さまざまな声も聞かれたんですが、県外から応援を求めて入った業者たちの機械も違ったりしたわけでありまして。県は県外から来た機種と同じようなものは持ってなかったんですか。

鈴木道路管理課長 今、委員のおっしゃられましたのは、TEC-FORCE、国土交通省、新潟県もそうですけれども、いわゆるロータリー式といいまして、回転させながら、雪を砕きながら除雪をしていく機械でございます。これにつきましては、県は、直接、そういった除雪機を所有はしておりませんが、県の道路公社に、富士スバルラインの除雪のために所有してございます。それが、同じようなロータリー式という除雪機でございます。

浅川委員 県の中で、今言うロータリー式は、昨日のテレビなんかでも国土交通省か何かの看板をつけた、性能のよい除雪機が雪かきをしていましたが、今、業者も含めて、県が持っている機種をちょっと説明できますか。

鈴木道路管理課長 まず、通常の除雪を委託している業者につきましては、いわゆる雪を押しどけていくというタイヤショベルというようなものでございます。それと、舗装工事なんかに使いますモーターグレーダー、これは舗装工事の砂利をならしたりするものなんですけれども、それによりまして、雪を横にどけながら進んでいくというものが、県内の業者が持っているものでございます。
道路公社のロータリーにつきましても、今回、県道とかの除雪が非常に厳しいということで、それを、県道などの除雪に使いました。

浅川委員 今、台数もわかれば教えてもらいたかったんだけど、わかったら教えてください。

鈴木道路管理課長 委託業者数は199社、業者によって台数はいろいろございます。今、まだまとめたものが手元にございませんけれども、事務所のほうでも、その辺を業者が聞き取りをしながらまとめている状況でございます。

浅川委員 私、たまたま141号線の県境に住んでおりますので、20号だとか松木坂も含めて、今回も大変な被害が出たわけですが、141号、長野県のほうに行きますと、海ノ口峠という峠がありまして、それをおりきった左側にやはりすごい長野県の機械が、2台、いつも置いてあるんですが、ああいった機械が、山梨県のほうも、多分、県境までは来てくれたんですが、山梨県にはああいった機械はないですか。

鈴木道路管理課長 先ほど申しましたように、通常の業務委託の業者はタイヤショベルカーなどを所有しており、また、そういった除雪基地というようなものは設けておりません。

浅川委員 18日くらいに、私のほうの県道にも、新潟県のマークをつけた車だとか、機械だとかが応援に来てくれたのですが、どの程度の機械が山梨県に入って応援をしてくれたんですか。

鈴木道路管理課長 延べ台数でお話をさせていただければと思います。
まず、国土交通省のTEC-FORCEは98台/日でございます。新潟県は8台ありまして、それが5日間で延べ40台です。長野県が2台で6日間、延べで12台です。静岡県は、県内の業者と同じようなタイヤショベルということですが、これが5台で7日間、35台という状況です。

浅川委員 今日、朝、私どものところは大変、雪が10センチ以上降って、夜中からちょっと不安な部分があったんですが、地元の路線を維持している人たちは、夜中から通じて、まだ飛び回っているんですが、どうも、普通のタイヤローダーっていうんですか、ああいう類いだと効率が悪いと思うんですが、この辺について、道路維持等々の部分では、雪に対してはどんなふうこれから対応をしようとしているんですか。

鈴木道路管理課長 おっしゃられましたように、県内のそういったロータリー式の除雪車は、

非常に性能もよくて効率もいいということで、県内のそういうタイヤショベルだとかの数倍の能力は持っていると聞いております。実際、そうだったと思っております。

今回の豪雪につきましては、記録的な豪雪ということで、記録がとられて以来120年ということでございますので、そういったことも考えまして、どうしていくか、これから考えるわけですけれども、1つには、やはりロータリー式の除雪車というのは汎用性がなく、除雪のためということもございます。ほかのタイヤショベルとかモーターグレーダーは、いわゆる舗装工事であるとか、一般の道路工事に使えるということがございます。

金額的にもいろいろあるかと思えますし、そういった除雪車を例えば購入して配置するとなれば、どのように運用していくのかということも、一つ考えなければならぬと思えますので、2月27日に追加予算で議決をしていただきました除排雪体制整備事業というものがございまして、そういった中で、またこの辺も検討していくべきかというふうに考えております。

浅川委員 その部分については、いろいろ、今、課長が言われたとおり、機械を買ってもどうやって維持管理していくか、県が直接やるのか、それとも路線のほうを維持管理している人、業者に託すのか、さまざまな課題が、あるかと思えますが、その辺を、今回の予算の中で対応するということですね。

鈴木道路管理課長 今のは、購入する前提ということではなく、検討するというので、購入というところまではまだ予算には載ってきません。

浅川委員 今回、陸の孤島になった前にも、1度、山梨県、陸の孤島になったことがあるんです。例えば県境に、20号だとか、141号だとか、富士山のほうだとか、上野原等々あるんですが、この辺については、ほんとうに今回の教訓もあるし、一昨年4月の11だったかな、豪雨のときの中央道が分断されたときのそういう教訓もあるので、できれば、私は、もう当然、そういうものを配備するように頭の中に思っているんですが、それも含めた対応を、今年、するということの予算ですか。

鈴木道路管理課長 確かに、今後、こういう規模の大雪が降らないとも限らないと思っております。購入をするかどうかを含めて、運用のこともありますし、そういったものを総合的に検討していくということで、先日の除排雪体制整備事業というものの中で、検討していきたい。

浅川委員 これ以上やっても結論の出る話じゃないですから。

最後に、部長にまとめて、14日の夜から6日間、ここへ詰めっきりで泊まって鋭意努力していただいて、ほんとうに我々も感謝しているわけですが、そんな感謝の念も込めまして、これからの、特に除雪対策については、部長も、今年、最後でございますので、元気のあるお答えを部下にもしていただきながら、ぜひ山梨県を陸の孤島にしてほしくないという部分でお願いを申し上げます。回答してください。

上田県土整備部長 ほんとうに県民の皆さんには随分大変な思いをさせてしまったということですが、我々も必死にやったということだけはわかっていただきたいと思えます。

限られた人数、限られた組織、県内にある機械も限られたものの中では、私

はベストを尽くせたと思っております。ただ、3日間、山梨県全体がずっと陸の孤島になってしまった。こんなことは初めてだと思っておりますけれども、一番最初に中央道があいて、物もだんだん入ってくるような形になったということでございます。まず、横の連携といいますか、そういう体制をどうつくるか、除雪の順番みたいなこともあるかもしれませんが、まず、横の連絡をどうするかということから始めて、今回のことを検証して次に生かしたいと思えます。

御心配されている除雪機のことですけれども、道路管理課長も、機械が、多分、3,000万円とか4,000万円ぐらいするらしいんです。メンテ等もあれば、それをどう置いておくのがいいのか、雪の降り方もちょっとわからない部分があったりするので、考えようとしては、県が持っておくとか、当分の間はその機械を県のものとして公社のほうに貸しておいて、大雪注意報とかがあればこっちに持ってくるとか、いろいろなことが考えられると思っておりますけれども、いずれ、現場の声をよく聞いて対応策を練って行って、次にはもっとうまくできるような格好の準備なり、体制を整えたいと思えます。

以上でございます。

（除雪対策について）

永井副委員長 すみません、私も除雪の件について、幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

今回の除雪、今、浅川委員の質問の中でも、対応のことをいろいろと御回答をいただきましたけれども、そういった部分の教訓を生かしていかなければいけないと考えています。そんな観点からも幾つか質問をさせていただきたいと思えますが、まず、県は、県内全域において、先ほど御回答の中で業者と契約を結んで除雪作業を委託していると伺いました。まず、この業者の選定方法と枠組みについて、お伺いいたします。

鈴木道路管理課長 毎年、雪が降ります前に、建設事務所ごとに、建設業者の所在地、能力、規模とかを勘案をしまして、路線も建設事務所のほうで決めまして、各エリアを設けまして、各建設業者と契約締結しているという状況でございます。

永井副委員長 建設事務所ごとに雪をかく場所が決まっているという理解でよろしいでしょうか。

鈴木道路管理課長 通常の降雪の場合には、そういうふうになっております。

永井副委員長 多分、今回は、先ほど言ったように、広域で、災害協定に基づいて、建設業協会に依頼をされて県内全域でやられたということなんですが、ただ、ベースは、建設事務所の枠組みが、多分、生きていたと思うんですが、実は、私も国道411号、甲府の川田のほうから笛吹の石和温泉に行く道があるんですけども、その道が、石和に入るところはきれいに除雪が終わっていたんですが、川田のあたりから和戸のあたりまで、かなり長い間、除雪がなかなか思うように進んでいなかったというものを目にいたしました。

やはりこのような幹線道路について、建設事務所間でも連携をして除雪を行うことが今後は必要になってくると思うんですけれども、その辺の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

鈴木道路管理課長 まず、各建設業者と契約いたしますと、当然、どの路線を優先してかくと

いうお話になります。それにつきましては、やはり基本的には幹線道路を優先していくこととなります。

今、委員のおっしゃられました状況があったということでございますけれども、いろいろな状況があったのかなと思います。中北管内の同じ路線を一生懸命かいていったんだけど、時間的にまだそこまでいかなかったとか、あるいは峡東管内、そちらのほうがどうかき方をしたのか、いろいろあると思います。ただ、そういった御指摘があるということはやはり真摯に受けとめなければならないと思いますので、まず、そういったところをどういうふうにするかということ、現場の事務所の意見も聞きながら考えていきたいと思っております。

永井副委員長　　ぜひ、各建設事務所間の意見を、今のところは1つの例ですけれども、まだ多分、同じようなケースがたくさんあったと思いますので、その意見をまた一つまとめて、各建設事務所との情報収集なんかもぜひやっていただきたいなと思っております。

また、今回の豪雪なんですけれども、道路管理者の連携というの、新聞報道等々でいろいろとされて話題になっております。県道がありますし、国道、市道もあります。国や市町村との連携が、除雪効率というのは大きくかわると思うんですけれども、今度は、国とか市町村との連携について、どういうふうにお考えか、お聞かせください。

鈴木道路管理課長　大雪とか災害のときには、やはりこれまで道路の通行どめの状況とか、そういったことは各道路管理者で情報共有はしてきており、今回の大雪についても、情報共有はしてきております。

今、委員がおっしゃられましたように、道路管理者が違っていると除雪のやり方とか、優先順位が違うという場面も、確かにそういう声は県民の方からもいただいたりはしております。今回、これだけの大雪でございましたけれども、まず、やはり契約している道路管理者の道路を、幹線道路から全力で除雪していくということでの対応はしてきたと思っております。やはりそういった道路管理者が違うからここでおしまいとか、先ほど例がありましたけれども、そういったことについては、やはり何か工夫ができる余地があるのかなと思います。

そういったことを、今後、しっかり検証していかなければならないと思えますし、体制づくりを考えていかなければならないと。そのために、国、高速道路会社と今後の連携を図るということで、調整会議を立ち上げたいと、今、考えておりました、これからそういったことをやっていきたいと思っております。

永井副委員長　　ぜひ市町村等との連携も、今、調整会議を行っていただけるとのことなので、その中で話をさせていただきたいと思っております。

最後に1点だけ、先ほど、今回の除雪に対しての教訓を生かしていきたいということを部長の御答弁の中でおっしゃってございましたけれども、今まで聞いてきたような連携の部分も含めた形で、たしか除雪要領みたいなものが、多分、あると思うんですけれども、そういうマニュアル等の見直しも必要になってくると思うんですが、その部分のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

鈴木道路管理課長　今、県では除雪の要領というものがございます。それは、積雪深に応じてこういう除雪をなさいと、基本的なことが書いてございます。ただ、それも、今回のように1メートルを超えるような積雪のところまでは、踏み込んで書いてございません。いろいろ総合的に考えていかなければならないという部分

で、マニュアルも必要に応じてといいますか、必要な部分は改定したいと思います。

ただ、実際に、私の考えですけれども、災害となったときに、マニュアルをきちきちと決めてしまうと、逆にそれに引っ張られてギスギスしてしまうところもございますので、最後はやはり臨機応変という部分も必要かなというふうには思っておりますが、マニュアルは、当然、なければならないと思っております。

永井副委員長 確かに課長がおっしゃるとおり、きっちりとしたマニュアルは、現場の臨機応変さを欠いて、こういう災害時にはなかなか弾力的にいかないと思っておりますけれども、今の除雪の要領の中の部分で、当然、今回の課長の御答弁にもあったんですが、雪の件を加味した形の中で要領を変更していただきたいと思いますし、また、調整会議の中でいろいろなそういったお話をさせていただいて、今回の教訓をぜひ生かしていただいて、次にまた同じようなことがあった場合は、今回も御努力をいただいたんですけれども、より一層迅速な、また、要領のいい対応ができるようなことを望みます。

以上です。

鈴木道路管理課長 今、おっしゃられたとおりだと思っております。今回はほんとうに120年の観測史上初めてで、誰も経験したことがなかったということで、一生懸命はやりましたけれども、やはり県民の方に御迷惑をかけた部分があると思っております。今後は、そういったことを、連携をとりながら、少しでも迅速にできるように体制をつくっていきたいと思っております。

以上です。

（NEXCO中日本の除雪に関する対応について）

齋藤委員 2点ばかりお聞きしたいわけですが、1点は今の豪雪の問題ですが、私は陸の孤島になった一番の問題は、やはり中央道があかなかったということだと思うんです。中央道、高速道路の管理はNEXCO中日本なんです。ここが、なぜもっと積極的に早く行動を起こしてくれなかったのかなということなんです。その辺の情報はどういうやりとりをしたのか、ちょっとそれを聞きたいんですけれども。

鈴木道路管理課長 我々も、中央道がなかなか通行どめが解除にならないということで、情報収集はいろいろいたしました。電話でやりとりもさせていただきましたけれども、中日本高速でも、やはり現有の体制の中で全力を尽くしているということで、具体的にいつまでとかというのは、我々もそうだったんですけれども、なかなか見込めなかったというところはあったようでございまして、具体的な、そういう回答という形はいただけなかったと。

齋藤委員 県内では、120年の観測史上初めてということですから、そんな機械は用意してなかったことはわかりますが、やはり高速道路会社はそのくらいの機械は、当然、備えてやらなきゃならないと思うんです。それをできなかったということに対しては、もっと強くやはり県のほうからも話をして、実際、陸の孤島になったということは、山梨県のほんとうに汚名なんです。それでなくても、山梨県は人口が減ったり、企業が流出したりして困っているのに、陸の孤島になったなんていうことになると、さらにイメージが悪くなっちゃうんですね。

これは、もっと強く、NEXCO中日本に対して、県として厳しい態度で臨

んでもいいような気がするんですが、その点、部長はどう考えていますか。

上田県土整備部長 委員おっしゃるとおりでありまして、幹線道路、特に大動脈はやはり高速道路ですから、そこはもうすぐに早くあけてほしいという話は、もちろんこれから会議の中で申しますけれども、再三、お願いしたんですけれども、それなりにベストは尽くしていただいたと思っておりますけれども、ちょっと遅かったかなとは私も思いますけれども、体制があまりそろっていなかったということだろうと思っています。

いろいろな道路の高速道路をネットワーク化して、ここがだめであればここが生きるよという形の中で、今回は、そうはいつでも東京のほうは遅かったんですけれども、長野県側のほうは割合早くあいて、そこからも入ってきたということがありますので、宣伝ではないですけれども、中部横断自動車道を、今度は縦のラインもやはりしっかりとあけて、ネットワーク化を図るということも、1つの災害に対する対応だと思っています。

そういうことも含めて、ソフトの話、ハードの話も含めて、一生懸命取り組みたいと思います。

（道路施設の長寿命化の進捗状況について）

齋藤委員

わかりました。

次にお聞きしたいのは、長寿命化で補正と今回の予算で相当県内の整備ができると思いますが、前にも質問したことがあるんですが、橋梁とか、トンネルとか、いろいろな道路、長寿命化に必要な調査はもう済んでいると思うんですね。補正と今回の予算をあわせて、大体、長寿命化に必要な事業のどのくらいが整備されるのか、残されるのはどのくらいなのかということは、おそらく試算ができるんじゃないかと思うんですが、その辺をお聞かせ願いたいわけです。

鈴木道路管理課長 橋梁につきまして御説明させていただきますけれども、まず、橋梁は、長寿命化計画をつくりまして、その中で予防保全型、いわゆる計画的な修理を行って寿命を延ばしていくという橋梁が、全部で963橋ございます。そのうち、先ほども御質問にお答えしましたけれども、緊急輸送道路については優先してやっているということでございまして、15メートル以上の緊急輸送道路が、今現在、498橋ございます。

進捗率でございますが、26年度の予算を入れますと、まず、15メートル以上の緊急輸送道路については、396橋の耐震化が終わるという状況でございます。全橋梁につきましては、565橋ということでございます。32年度までに、15メートル以上の一次緊急輸送道路はほぼ100%にしたいということで、今、やっておりますけれども、計画については、順調に進んでいるということでございます。

上田県土整備部長 ちょっと補足させてください。

この間の本会議の中でも答弁させてもらったんですけれども、昨年の補正、今年の補正もありまして、重点的にやったものですから、第一次緊急輸送道路、第二次とありまして、第一次のほうは、おおむね1年前倒しで耐震化が終わるということです。

実は平成23年から長寿命化計画を始めまして、32年までに100%にしましょうという目的でした。その間の5年の間に一次緊急輸送道路をやろうということだったんですが、今回の補正等ももらいまして、1年早く前倒しがおおむねできたということでございます。

これは、また今後も補正等があれば、そこを当然、最初にやっていくべきだと思っております、そういう意味で言うと、全体の計画が1年前倒した格好で動いているという状況でございます。

齋藤委員 国の緊急経済対策とか、そういう補正のあるときに思い切ってやっていったほうが、県財政の負担が少なく済むと思いますので、積極的に取り入れて、ぜひ早く解決してもらいたいと思います。
以上です。

(除雪対策について)

樋口委員 雪害に戻ります。僕のほかにもまだあると思いますが、除雪や排雪で業務委託をして、それで間に合わず、災害協定に基づいてということでもありますけれども、私たちもいろいろなところでいろいろな緊急的なことを聞いて、それに応えてきているつもりでありますし、皆さんの御尽力や関係者の御尽力には敬意を表するところであります。だからこそ、県民に今回の状況を的確に教えて、次につなげると。

今まで49センチが実績だったのが、今度は114センチが実績になったわけですから、ぜひそういうことを、前進するような議論をしたいんですけども、今までの業務委託の内容、災害協定の紙があったらいただいて、それが、今度、どういうふうに変わっていくのかなんてことをお示しをいただけるのか、私どもに共有をさせていただけるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

鈴木道路管理課長 いろいろ問い合わせとか、委員のほうにもあったというお話でございます。情報につきましては、できる限りの情報提供はさせていただきたいと思っております。その中に、業務委託の関係とか、要領の関係とかありますので、それはやはり必要なものは出していきたいと思います。また御相談させていただきたい。

樋口委員 所管の委員会ですから、どこにどうじゃなくて、私たちも次につなげるように議論をしたいと思っておりますし、自分たちの力量といいますか、自分たちの範囲の中で、皆さんや警察や所管の方々の今やっていることを的確にお伝えをして、中には無理難題を言う県民の方もいらっしゃるから、そういう方は、逆にこういうことをやっているという順序立てをお示しをしなければならぬという意味で申し上げておりますから、ぜひ今回のこと、現在の協定内容とかをお教えいただいて、それが、今回のことでどう変わっていくという議論をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

鈴木道路管理課長 情報の提供については、こちらのほうからもさせていただきます。

樋口委員 加えて、市町村の方々と話をしますと、16年前の49センチのときの経験を得て、その後は、例えば道路河川課は降雪の予想が10センチ、20センチとなったら待機しようとか、課じゃなくて部はどうしようとかあると思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

鈴木道路管理課長 大雪に特化してどういう体制をとるといえるものは明確には決めておりませんが、今回も、いわゆる大規模地震というものを考えて想定した体制を準用してやりました。その中で、やはり大雪ということは道路の関係が一番大きいということで、道路管理課が主にいろいろな業務にあたったということござい

ます。

樋口委員

14日の晩から、各関係の部、課が詰めていただいて、それぞれ対応いただいたので非常にありがたく思っております。今のお話ですと、私も伺いましたけれども、震度幾つならどうか、そういうマニュアルといいますか、シミュレーション等があるとも伺っています。

なぜこんなことを申し上げるかということ、市町村なんかは、近くから集まるからそんなに遅いわけじゃありません。県ですから、全県から担当の方や幹部の方が集まったり、待機をしたりしなければならぬということでちょっと違うと思いますけれども、いずれにしましても、この防災新館が本県の防災の拠点で司令塔だというイメージが非常に強うございまして、そういった意味でも、今回、なかなかそういうことになり得なかったかもしれませんが、そういったところも経験を踏んだわけでありますから、これは県民の声でありますけれども、使われなくても、ぜひそういったところにまで踏み込んだシミュレーションみたいなものを、いずれつくってほしいと思いますけれども、そういったところについてのお考えはどうでしょう。

鈴木道路管理課長 まず、先ほど申し忘れたんですけれども、大雪に関しましては、県土整備部では、大雪注意報が出ますと、道路管理課、各事務所も配備につきます。大雪警報が出ますと、人を倍増するような形で配備につきます。今回、それを超える、それぐらいの人数、体制ではだめということで、早速、その場にいた職員、職場にいた職員等でやったということでございます。それを先ほど申し忘れましたんですけれども、おっしゃられましたように、やはり事実として起こったわけですから、そういったものをもとに、どういう体制をきちっとやっていくのかということは決めていこうと思います。

樋口委員

加えて、市町村とかいろいろなところと連絡調整という言い方より、それはそうなんです、事実そのとおりなんですけれども、まさに県の防災拠点だという位置づけを、今回、全ての県で、全域がこういう豪雪でしたから、ほんとうにすごい被害でありますけれども、そういった立場で今後の対策を組み立ててもらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

上田県土整備部長 確かに、樋口委員、おっしゃるとおりでございまして、私たち県土整備部だけのことでなくて、もう県庁を挙げて今回のことを検証して、次に生かそうということで、知事からまず部局での問題、何があったのかということをよく整理して、全部の部局から持ち寄って、トータルでどうするかという検討をする予定になっております。私どもも、うちの部として、まず、何が起こったのか、どういうことができたのかということ、まず、部局の中でやるということで、既にそういう会議を立ち上げまして、これから本格的にやっていくつもりです。

今後、いろいろな県民の皆さんにはお知らせするというのも非常に大事でありますので、そこにはどういうことがあったのかということ、やはり我々もよく知っておく必要があって、委員の皆さんとも一緒になって考えてもらうことも大事なな思っております。少なくとも、私どもが持っている情報はここには全てお出しして、一緒になって考えていただきたいと思っておりますので、またよろしくお祈りしたいと思います。

以上でございます。

(豪雪による工期のおくれに対する対応について)

望月委員

最後、2点、聞いておきたい。今回、観測史上初めてという豪雪の中で、県職員、また特に現場を扱った県土整備部の皆様には、大変御苦労さまでした。心から感謝申し上げます。

また、豪雪による県下の各建設業界の皆様には大変、もう昼夜かけての除雪に当たってもらって、御努力いただいて、感謝しているんですけども、その中で、建設業界の皆様が、25年度の3月の工事の工期を控えていて、2月の大雪のためにやはり工事が工期に間に合わない、そのような声がかなり私の耳にもまた、聞いた状況もあるんですけども、県土整備部はどのような状況なのか教えていただきたい。

手塚技術管理課長

業界からの工期のおくれにつきましては、建設業協会が取りまとめまして、私どものほうに要望も出ております。その中で、対応策でございますが、柔軟に工期を延長する対応をとろうということにしております。

以上です。

望月委員

その場合、工事の大小もあると思うんですけども、どのくらいの期限を切ってやるとか、そういうことを、ある程度、考慮してやっている状況ですか。その県の見解を教えてくださいたいですが。

手塚技術管理課長

530件の3月末工期の工事がございます。その中で、どの案件の工事がおくれてくるのか、今、ちょうど事務所のほうでも拾い出していると思います。現在は数字を持っておりませんが、必要なものは工期延長するということです。

(新規執行工事への影響について)

望月委員

今のそういう状況ですから、延長もこれはもう仕方がない。ただ、私が心配するのは、26年度の新規の事業、25年度は2月の補正が出ました。そういう事業に対して、今の雪害によっておかれてくる工期の状況とのかみ合わせの中で、今後、状況がどのようになっていくか教えてもらいたいですが。

手塚技術管理課長

昨日ですか、新聞にも載りましたですけども、3月の公告、4月の公告の工事につきましては、請け負った業者が、技術者を確保できなくて受注ができないという状況をなくすということで、請け負った後、60日間、技術者の配置を猶予するという方法をとりました。技術者がいなくて受注できないということは、解消できると思います。それが1つです。

また、技術者の専任義務の緩和をするように配慮しており、複数の現場を持てるように対応できるということを考えております。

以上です。

望月委員

そうしますと、今の説明で2つの点を考慮してやる、監督をある程度、広範囲に重ねてできるとか、今言ったような技術者の確保とか、そういうものやっっていくんですけども、その場合、26年度の新規事業の入札とか執行の状況について、どう考えますか。

末木県土整備総務課長

今、説明したような対策をとることによって、基本的にはおくれ等が生じず発注をかけられると思っておりますし、事業者の皆さんも、工事の入札に参加していただけるのではないかと考えております。

望月委員　　そういうことはわかりますけれども、ただ、新規の26年度の事業で入札をとりますね、事業者が仕事を抱えちゃいますね。その場合に、前の事業が繰り越して、雪害とかそういうので延びてきていると、今度、新規の事業を入札でとって、またその工期がおくれてしまうとか、そのような状況が出てきたときには、どのような対応を県でしていくか、お聞きしたいんですが。

末木県土整備総務課長　先ほど説明させていただきました、2カ月の中で工期を、業者のほうで実際に受注した工事について、いつから仕事にかかるということを設定できるような、フレックス工期というものを設定いたしましたので、それに基づいて、当初、予定されている標準工期の中で、年度内に工事が終わるものについては対応できる、工期を後ろのほうに延ばすことができるというふうに対応できますので、十分対応はできると考えております。

望月委員　　26年度新規事業の予算、相当大きい状況でございますので、これにさらに26年度には完了していかないと、今言ったような安心安全な県土づくりのほうにも支障を来すような状況もあるし、またこうした一般雪害ばかりじゃなくて、台風とか、そういう状況がまた出てくると、またこれで災害の補正とか、そういうものが出てくると思いますので、そこらを加味した中で、できる限り、26年度事業においては、そういったことを慎重に、円滑に進めるように、県土整備部、大変でございますけれども、よろしくまたお願いします。

（中部横断自動車道増穂以南の工事状況について）

もう1点、中部横断道の直轄区間で、富沢・六郷間の、富沢地区のトンネルの掘削の中で、残土の中からセレンという物体が出てきた。それで、工事が半年近くもとまっている状況で、南部町内の工事がちょっとおくれるのかなと、地元の皆さんも心配しているし、私たちも見ていて、これが3年後の完成に支障を来さなければいいなという状況を見ているんですが、その状況を教えてもらいたいですが。

細川高速道路推進室長　委員お尋ねの、国の直轄事業で行っている中部横断道増穂以南の件でございます。昨年の10月に、南部町のインターチェンジの盛り土工事におきまして、地下水の観測井戸の中の自然由来物質のセレンというものが、環境基準を超える量ということで、国から発表がございました。国は、その時点で工事をとめまして、今現在は、セレンが流出した南部インターチェンジの盛り土につきましては、まず、シートで覆いまして、沈砂池などを設置しまして、応急対策を実施しております。現在は、専門家の意見を聞きながら、恒久対策に着手しております。

今後は、セレンが流出したメカニズムを解明して、専門家を交えながら、引き続き検証していくということで聞いております。工事につきましては、10月に発表してから工事をとめておりますので、当初の工程より約6カ月おくられている状況でございます。国は、さまざまな工夫をしながら、29年度に供用できるように事業を推進していくと聞いております。

望月委員　　シートをかぶしてセレンを防いでいくのはわかっているんですけども、地下水の検査をするために、6、7カ所ポンプで掘って、結果がまだ出ないというんです。地元の人もほんとうに心配して、結果がもう出てもいいじゃないかというんですけども、国交省のほうから結果が出ない。その中で、トンネル工事もとめちゃっていて、九州のほうから来ている下請の業者が、みんな、九

州のほうへ帰ってしまった。いざ、またこれを改修となると、その人たちが果たして集まるのかどうかもわからないと工事業者も言っている。そのような状況の中で、国交省ではどのような水質調査をして、許可をどのように、今の時点をもって開始をさせるのか、工事の再開をさせるのかということも出ていて、これじゃ、とても中部横断道が3年後の開通には間に合わない、富沢インターあたりの状況を見ても間に合わないんじゃないかということに危惧しているんですけれども、そこらの状況をちょっと教えてもらいたいんですが。

細川高速道路推進室長 今年の10月にセレンが出てきたということで、一度、周辺の井戸をとめた状況がございます。その後、やはり専門家の意見を聞きながら、安全な場所については井戸の使用を解除しました。今は部分的にまだ解除できない井戸がございます。それも含めて、今、専門家の意見を聞きながら、調査を含めて、恒久対策も含めて検討しているという状況でございます。

望月委員 水質の調査は、半年もかけて結果が出るものですか。もっと早く出ないですか。6カ所も7カ所もポンプを掘ってやっているんだから、1カ所だけじゃないですから、その周辺をみんな見て、泉質を調査しているようなんですけれども、残土を盛り上げたところも、地下水に流れないかということで。ただ、それと、トンネルのほうの工事の関係もありますから、そこがもう半年たって、まだその結果が出ない、町のほうに聞いても町のほうからも来ない、そのような話であるんですけれども、県としての対応をちょっと教えてもらいたいんですが。

細川高速道路推進室長 今現在は、先ほど申しましたような井戸については、一部、使用を解除して、いまだ部分的には井戸が使用できない箇所がございます。それにつきましては、水質検査をやっていて、実際は、セレンが流出したメカニズムを解明しないと、やはりその部分の解除はできないのかなと思っております。それを、今、国が専門家の意見を交えながら、メカニズムを解明しております。委員おっしゃいますように、昨年6月に29年度供用ということを出していただきましたので、県としましても、ぜひおくれを取り戻して、29年度完成に向けて施工をしていただきたいと思っております。

望月委員 そういうことで、部長のほうから。

上田県土整備部長 セレンの問題がありまして、今、応急的な処置をやっているということなんですけれども、今度、抜本的に、これを今からどうしていくかということ国交省は盛んに研究しているということでございます。

今、南部のところこれで半年と聞いていますけれども、中部横断自動車道の増穂以南の一番工程に時間がかかるところはそこでなくて、もっと違うところに押さえこめられて、29年度開通と言っていますので、それがそのままおくれるということではないと私たちも聞いていますので、そこはまだ大丈夫だなと思っております。ただ、あまり長引くと、やはりそこも使うわけですから、また情報の提供は国のほうへ求めていきたいし、また、いろいろなところで皆さんにもお伝えしようかと思っておりますけれども、情報の提供は国のほうへ働きかけるということにしたいと思っております。

以上です。

望月委員 私も1日も早く開通してくれないと、甲府へ通うのに非常に不便を感じる状況だし、何とか通りたいなと思っておりますから、そんなことで、今の話は別で

すけれども、地域の方、非常に情報が入ってこない、町のほうへも入ってこない、チラシだけはそういうものが出たけれども、その後の経過が少しも出ない、ただ、今、国交省で検査しているからもうちょっと待ってくれということで、地下水もだめだ、トンネル工事もだめだ、そんなことで、地域の皆さんは非常に不安を持っているわけですね。ぜひ不安解消のためにも、県のほうでも大変ですけれども、国交省等の情報をつかんでもらって、地元へも公開してもらいたいということで、お願いしておきます。

以上です。

（災害時に対応した道路整備について）

安本委員

雪害対応についてお伺いをします。先ほども、部長のほうから、今回の大雪を教訓に、検証し、課題を抽出して対応策を決めるということでお話がありましたけれども、当然、その課題の中に入れていただけたとは思いますが、除雪というよりも前に、道路自体に問題というか、課題のあるところもたくさんあったんじゃないかと思えます。特に国道20号、大月市内の大月インター以西のところについては、幅員も狭くて、除雪するにも大変だったという話を伺いました。

私も中央自動車道ができていて、そういうことに対して拡幅というのはどうなのかなとも思いましたけれども、以前、笹子トンネルの中央道の天井板の落下事故のときにも、たくさんの車が渋滞をして、子供たちが通学するのも大変だったということもありましたし、こういったところについても、やはり複数通れるところがあるということは大事だと思いますので、課題として挙げていただいて、検討をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

大久保道路整備課長 20号の大月インター付近ですが、今、東側のほうには、ちょうどインターの入口交差点から大月バイパスの西側のほうの工事を行っています。これは、用地はかなり進んでいると聞いておりますけれども、まだ数件、未買収地が残っているということで、用地買収を早めに解決して、工事をということで聞いております。

今、委員がおっしゃられた、そのさらに西側ということでございまして、まだ国のほうも、一部では事業の具体的な設計図とか、改築といったことは示されておられません。確かに委員がおっしゃったような問題があると思えますので、その辺のことにつきましては、毎年、国交省とはいろいろ意見交換をしておりますので、その席上、また委員の意向もお伝えさせていただきと思っています。

以上でございます。

（国道20号笹子トンネルの改修について）

安本委員

テレビのニュースでも、除雪になったけれども、すれ違うのにほんとうにぎりぎりのところで、ほんとうに厳しいなと思いました。

もう1つ、済みません。国道20号の笹子トンネル、正式名称はわかりませんが、狭いトンネルについては、これもかなり老朽化しているんじゃないかと思えますけれども、今、対応とか、検討されているようなことがあったらお教え願いたいと思えます。

大久保道路整備課長 まだ、具体的にどういう検討をしているということは聞いておりませんが、当然、今の20号のトンネルはかなり老朽化しているということでございますし、路肩も狭いと聞いておりますので、また、同じように国も問題として

は認識をしているとは思っておりますので、国との協議の場で、県としても伝えていきたいと考えております。

安本委員

こういうことがありましたので、ぜひこういうことも伝えていただきながら、早期に、トンネルも合わせて要望していただきたいということをお願いして終わります。

以上

土木森林環境委員長 山田 一功